

改正

令和元年9月6日規則第10号

木津川市ラブホテル建築規制審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、木津川市ラブホテル建築規制条例（平成19年木津川市条例第183号）第4条第2項の規定に基づき、木津川市ラブホテル建築規制審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者その他適当と認める者のうちから、市長が任命又は委嘱する。
- 3 市長は、必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、臨時に委員若干人を任命又は委嘱することができる。

(委員の任期等)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 市長は、委員から退職の申出があったとき、又は委員に特別の事由が生じたときは、任期中であっても当該委員を解任し、又はその委嘱を解くことができる。
- 3 委員は、任期満了後も後任者が任命又は委嘱されるまでは、その職務を行う。
- 4 委員は、再任されることができる。
- 5 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。
- 4 会長は、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会の会議の議長は、会長が務める。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員の除外)

第6条 委員は、自己又は自己の3親等以内の親族の利害に関係ある事項については、議事に加わることができない。

(意見の聴取)

第7条 審議会は、調査審議のため必要があるときは、関係者等から意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、建設部都市計画課において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年3月12日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行後最初の審議会は、市長が招集し、会長が決定されるまでの間、市長が審議会の議長となる。

附 則 (令和元年9月6日規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。